

第12回 《綾瀬川クリーン大作戦》 ボランティア大募集

伊奈町と蓮田市の境を流れる1級河川の「綾瀬川」は、ジョギングロードなども整備され、水辺の憩いの場として多くの町民のみなさんに親しまれています。

この事業も今年で12回目となり、毎年多くのボランティアの皆様のご尽力により、綾瀬川の水辺環境も年々改善されてきています。

しかし、いまだにごみの不法投棄が見受けられます。皆様のご協力のもと、町のシンボルでもある清らかな綾瀬川を取り戻していきましょう。

日時 10月30日(日) 9時～11時

※雨天中止（小雨決行。雨天判定は当日の朝7時に行いますので、環境対策課へご連絡ください。）

作業内容

綾瀬川の境橋から別所橋までの7.5kmの区間で、河川敷内に散乱したごみの回収です。

なお、集合および作業実施場所につきましては、地図からご希望のコースを選び、お申し込みください。

応募資格

小学校5年生以上の方（保護者同伴の場合、小学校1年生以上で参加できます）

申・固 9月12日(月)～10月14日(金)までに住所・氏名・電話番号・希望コースを環境対策課内2253へ

※注意事項

- ①駐車場はありませんので、自転車または徒歩等でお越しください。
- ②コースにつきましては、申込み状況により、希望に添えない場合がありますので、ご容赦ください。（その場合は事前に連絡します。）
- ③足元が不安定な場所もありますので、怪我のないよう十分ご注意ください。
- ④服装は作業着等でお越しください。なお、軍手とごみ袋はこちらで用意します。



《綾瀬川クリーン大作戦コース一覧表》

集合時間：9時 終了予定時間：11時

No	コース	集合場所
①	上綾瀬橋 ⇒ 境橋	上綾瀬橋(小針内宿)
②	上綾瀬橋 ⇒ 榎戸橋	
③	小貝戸堰橋 ⇒ 榎戸橋	小貝戸堰橋(小室)
④	小貝戸堰橋 ⇒ 東北新幹線高架下	
⑤	起点 ⇒ 東北新幹線高架下	ジョギングロード起点
⑥	起点 ⇒ 別所橋	(栄6丁目)

浄化槽は、トイレなどから出た汚水を微生物の働きにより、きれいにして放流する設備です。通常、庭先や駐車場の下に埋められています。地面に2、3個並んだマンホール蓋や空気を送る機器（ブローア）があるご家庭は、浄化槽をお使いの方です。

浄化槽をお使いの方は、年3～4回、機器の点検・調整や消毒薬の補充を行う「保守点検」と、浄化槽の内部にたまった固形物などを引き抜く「清掃」、そして、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。



定期水質検査とは

年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用されている方は、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

定期水質検査を受けていない方は、知事指定検査機関が契約している保守点検業者・清掃業者に連絡して検査の手続きをしてください。

定期水質検査の手数料

10人槽以下（家庭用浄化槽）5,000円（非課税）

※11人槽以上はお問い合わせください。

定期水質検査についてのお問い合わせは：（一社）埼玉

県環境検査研究会浄化槽検査課（知事指定検査機関）

649-5151

10月1日は浄化槽の日
年1回、浄化槽の健康診断を受けましょう

固 環境対策課内2252

犬のしつけ方教室 参加者大募集



昨年の様子

犬の登録・注射が済んでいる方

②犬1頭に対し制御できる大人が原則2名以上参加できる方(中学生可)

③2名参加の場合、飼主のうち1名はしつけ方教室を、もう1名の飼主には犬法律教室と動物由来感染症教室の両方を受講していただきます。

定員 50組(応募者多数の場合は抽選)

期日 10月15日(土)
時間 10時40分～12時(受付9時20分～9時50分)
場所 上平公園(上尾市)

内容
●犬のしつけ方教室 いろいろな種類のワンちゃんが勢ぞろいしてみんなで勉強

●犬法律教室 犬のトラブルについて弁護士さんが教えてくれる勉強会

●動物由来感染症教室 ペットから人にうつる病気の勉強会

※このほかに、ふれあい広場犬の譲渡会、犬猫健康相談等も開催します。

参加条件

①狂犬病予防法に基づく飼い

①修了証②マイクロチップ装着券をプレゼント!

会場では犬の逃走や咬傷事故等に十分に注意し、糞尿は飼主の責任において処理してください。

申・團 9月16日(金)までに環境対策課内2252へ

飼主としての マナーを守りましょう

團 環境対策課内2252



最近、犬の飼い方のマナーについての苦情が増えています。

フンは必ず持ち帰り、オシッコは水で流しましょう

お散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼主の責任です。こころない飼主により繰り返されるフンの放置も、ふだんは持ち帰っているのに出来心でしてしまったフンの放置も、される側にとっては同じ行為であり、飼主や愛犬が地域で嫌われる原因となります。

トイレはお散歩前に家の中で済ませましょう。もし、電柱や他人の家の壁などに愛犬がオシッコをしてしまった場

合は、すぐに水で流すことが飼主としてのマナーです。

※公共の場所または他人の土地にフンを埋めるのは、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

犬をリードでつなぎましょう
埼玉県条例により原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合があります。

公共の場には「犬が苦手」「犬が怖い」と思う方もいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のつつさの行動に対応できるように、リードは短めに持って散歩することが大切です。

ペットを捨てるなどの行為は犯罪です
犬や猫などの愛護動物※を殺傷した者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は、100万円以下の罰金が科せられます。飼いは、最後まで

愛情と責任を十分に自覚して、ペットがその命を終えるまで飼いつけましょう。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひるのほか、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。
狂犬病の予防注射は、必ず毎年受けましょう

狂犬病は、撲滅された病気ではなく、現在においても、ロシア、タイ、中国、北朝鮮など世界各地で発生があり、発病してからでは有効な治療法もなく、ほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。犬を飼われている方は、社会に対する責務として一生に一度の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。

ペットの適正飼養啓発プレート
の無償配布について

町ではペットの飼養に関するマナーでお困りの方に、各種適正飼養啓発プレートを無償で配布しています。配布をご希望の方は、環境対策課の窓口までお越しください。

適正飼養啓発プレート一覧

○フン害防止用プレート

○放し飼い防止用プレート

○捨て犬・捨て猫防止用プレート